

No.78b

号外：賃下げ問題特集

2012/6/21



OPEN オープンユニオン 岐阜大学職員組合ニュース UNION

岐阜大学職員組合発行

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1

Tel. Fax058-230-1118, 内線 9552

Email: kumiai@gifu-u.ac.jp

HP: <http://www.gifunion.gr.jp>

(岐阜大学 職員組合 検索)



特例法に基づく賃下げに不同意の意思表示を

私たちは、労働法の適用を受け、賃金を含む労働条件を労使の交渉で決めることのできる労働者です。

私たち国立大学の職員は、国立大学の独立法人化にともない、人事院による身分保障はなくなり、代わりに労働法にもとづく「労働者」としての保護を受けることになりました。労働法では、労使紛争を解決するために2008年に制定された労働契約法があり、次のように規定されています。

第九条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第十条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。

第九条では、原則として労働者の合意なく、労働者に（賃下げのように）不利益となるような労働契約の変更はできないと明言しています。第十条では、合意のない不利益変更の認められる条件を明示しています。

大学執行部は政府・文科省の恫喝に臆せず、大学職員と共に大学の教育・研究を守る立場を明確にせよ。

職員組合は、5月22日の機関誌 Open Union で「正しく怒ろう」と訴えました。そのとき念頭にあったのは、真の敵は大学執行部ではなく、運営費交付金の減額という脅しにより不当な賃下げを大学に強要する政府、文科省であり、Open Union での訴えは、我々は大学執行部と協力してこの問題に対処していきたい、という意思表示でもありました。

現在、大学執行部は政府からの要請に屈して、国家公務員に準じた賃下げを提案しています。職員組合は、団体交渉を通じて賃下げの撤回を求めてきましたが、執行部は「運営費交付金が削減される見通し」であることを理由に、7月1日実施を強行しようとしています。しかしながら、第十条に反する変更は無効であることから、「形式的に」その条件を満たすことを目的に、こそっと「給与の減額支給について」を掲示し、また職員組合の再三の要求に対しても、おざなりに説明会を開くことで対応しようとしています。今回の説明会の職員への周知も、当初はHPへの掲示だけでしたが、過半数代表者の強い要求により、開催日時のみを記したメールを渋々配信したものの、そこには参加依頼の文面はおろか、そもそも誰を対象にした説明会なのかの説明ですらありませんでした。

実はどこの大学でも、執行部は賃下げの合理的理由を説明するのに苦慮しています。表向きは政府の命令と

は言えないし（自分たちに実質的な経営権がないことを認めることになる）、一方運営費交付金の削減を理由にしくても、**運営費交付金がどの程度減額されるのか、そもそも本当に減額されるのかさえ、正式には何も決まっていないからです。**

政府からすれば、一番好都合なのは運営費交付金を強制的に減額しなくとも、各大学が「自主的に」返納してくれることです。というのも、運営費交付金は大学の事業計画に対して支払いを約束した契約金であって、業務内容の変更無しに契約金を大幅に減額することは、そもそも出発点である事業計画の信頼性を損なうことになるからです。そのために政府がとったのが、「政府の要望を無視すると、後でひどい目にあう」という「恫喝」戦略です。大学執行部はこの脅しに屈し、職員を犠牲にすることで自らの生き延びを謀ろうとしています。しかしながら、職員に背を向けた政策はいずれ研究・教育の質の低下を招きます。大学を良くするためには、職員の自発的な協力が不可欠だからです。

実はこのことは、大学執行部は良く理解しているはずですが。だからこそ、病院を守るためには、病院を賃下げ対象から外さざるを得なかったわけです。不幸なことは、本来業務である教育・研究機関としての大学は、病院よりも優先順位が低いと見なされたことです。私たちは、教育・研究機関としての大学も、病院が果たしているのと同じく、日本の社会、国民にとって重要な役割を果たしていると考えます。

私たちは、大学執行部が政府・文科省の恫喝に隠せず、大学職員と協調して、教育・研究機関としての大学を守るために、前向きに行動することを求めます。

運営費交付金の減額には、職員の総意で大学にとって最善の選択を！

現在の力関係から考えると、実質的には運営費交付金の削減を受け入れざるを得ない事態も予想されます。しかしながら、そのときでも政府の要請とおりの賃下げが必要なわけではありません。様々な経営努力による賃下げ率の圧縮、代替措置の実施など、執行部には職員の不利益を最小限におさえる努力が必要であり、またその余地は十分にあります。事実、多くの大学では、労使交渉の過程で執行部側からそのような提案がなされています。添付の資料では他大学の交渉状況を掲載してありますのでご覧ください。

職員組合も、学長交渉などを通して、運営費交付金の予想される減額幅や、大学の研究・教育水準を低下させずに可能な節約額の算定など、大学側の持っている情報の公開を求めてきました。しかしながら、大学執行部はそのような議論をいっさい受け付けず、「賃下げ以外に方法はない」との主張を繰り返すばかりです。

「不同意」の意思表示により、今回の賃下げ提案を撤回させましょう。

現在の大学の執行部の賃下げ提案を私たちは到底受け入れることはできません。まずは、今回の提案に対して署名による「不同意」の意思表示を行い、いったん賃下げ提案を撤回させましょう。その上で、職員の総意で運営費交付金の減額問題に対処していこうではありませんか。

☆☆

組合に加入しましょう！

組合は組合費（基本給（本俸）×0.7%）で運営されています。
お試し加入（半年500円、1年1000円）の制度もあります。
詳しくは組合事務局（内線9552、kumiai@gifu-u.ac.jp）
までお問い合わせください。

